

【第2条第3項（「通報対象事実」の定義）】

- 3 この法律において「通報対象事実」とは、次のいずれかの事実をいう。
- 一 個人の生命又は身体の保護、消費者の利益の擁護、環境の保全、公正な競争の確保その他の国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかる法律として別表に掲げるもの（これらの法律に基づく命令を含む。次号において同じ。）に規定する罪の犯罪行為の事実
 - 二 別表に掲げる法律の規定に基づく処分に違反することが前号に掲げる事実となる場合における当該処分の理由とされている事実（当該処分の理由とされている事実が同表に掲げる法律の規定に基づく他の処分に違反し、又は勧告等に従わない事実である場合における当該他の処分又は勧告等の理由とされている事実を含む。）

別表（第二条関係）

- 一 刑法（明治四十年法律第四十五号）
- 二 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）
- 三 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）
- 四 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第二百七十五号）
- 五 大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）
- 六 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第二百三十七号）
- 七 個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）
- 八 前各号に掲げるもののほか、個人の生命又は身体の保護、消費者の利益の擁護、環境の保全、公正な競争の確保その他の国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかる法律として政令で定めるもの

1. 本項及び別表の趣旨

本項及び別表は、公益通報者保護制度において保護対象となる通報の「通報対象事実」の範囲を定めるものである。

本項第1号は、対象とする通報対象事実のうち、犯罪行為の事実を定め、第2号は当該犯罪行為と関連する法令違反の事実を定めるものである。

2. 対象範囲の広さ

～国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかる法律～

- (1) 公益通報に関する制度の整備は、事業者がその社会的責任として違法行為を行わないことに資するものであるが、より直接的には、
- ① 近時の事業者による食品衛生法違反事件や自動車のリコール隠し事件が、国民の生命、身体、財産等に被害を及ぼす可能性があり、これらの違法行為が国民生活に対する安心や信頼を損ない、国民生活の安定や社会経済の健全な発展を阻害していること

② 事業者の違法行為によって実際に国民の生命、身体、財産等に被害が発生した場合には、その性質上、被害が広範囲に及んだり、回復しがたい被害が生じるなど、事後的な損害賠償請求等によっては効果的な救済とならないことが考えられるため、被害の未然防止・拡大防止の観点から違法行為を抑止していく必要があること

を踏まえ、制度整備により、国民の生命、身体、財産等を保護し、国民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資することを目的とするものである。

公益通報に関する制度をこのような分野について整備することについては、国民生活審議会において、真に必要な分野の制度として「国民生活にかかる分野」について整備することとされたことに加え、総合規制改革会議の「規制改革の推進に関する第2次答申」(平成14年12月12日)においても、「特に公益性の高い事案(国民の健康・安全にかかる事案、環境破壊等)」について公益通報者保護制度を検討すべきとの提言がなされているところである。

【参考】国民生活審議会消費者政策部会報告書

「21世紀型の消費者政策の在り方について」(平成15年5月28日)

このような国民生活にかかる分野での法令違反は、消費者利益を侵害する法令違反と密接な関係があり、また、被害の未然防止・拡大防止を図ることが重要であることから、通報の対象としてこれらの分野も含めることが望ましい。

【参考】総合規制改革会議

「規制改革の推進に関する第2次答申－経済活性化のために重点的に推進すべき規制改革－」
(平成14年12月12日)

また、特に公益性の高い事案(国民の健康・安全にかかる事案、環境破壊等)については、速やかに国民に周知し、被害等の未然・拡大防止を図ることが重要であることから、内部通報者等がそれを理由とした不利益を被ることのないような仕組みの構築に向け、国民生活審議会における検討を踏まえ、内閣府は所要の措置を講ずべきである。【平成15年度までに措置】

(2) この趣旨を踏まえ、本法は公益通報の対象となる事実が規定されている法律(これらの法律に基づく命令を含む。以下「対象法律」という。)を「国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかる法律」とし、このうち代表的な以下の7法律を別表に掲げ、その他の対象法律については、政令に委ねることとしている。

① 個人の生命又は身体の保護にかかる法律の代表例として、
刑法、食品衛生法

② 消費者の利益の擁護にかかる法律の代表例として、
証券取引法、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律

③ 環境の保全にかかる法律の代表例として、
大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律

- ④ (国民の生命、身体、財産以外の) その他の利益の保護にかかる法律の代表例として、
個人情報の保護に関する法律

(3) 政令で定める対象法律は、法第2条第3項が「通報対象事実」を最終的に刑罰により実効性が担保されている規定に違反する行為としていることから、まず、刑罰規定のある法律であることが前提である。

その上で、以下の①、②を共に満たす法律であることが必要である。

- ① 目的規定、事業者への規制に関する規定、罰則規定等から判断して、当該法律が「国民の生命、身体、財産その他の利益」を保護することを直接的な目的としていると考えられること かつ
② 違反することにより「国民の生命、身体、財産その他の利益」への被害が生じることが想定される規定（最終的に刑罰により実効性が担保されているものに限る。）を含んでいること

更に、法が掲げる「個人の生命又は身体の保護」などの「分野の例示」や刑法など「法律の例示」を踏まえて、最終的に、公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第百四十六号）により、対象法律が確定されている

なお、対象とすべき新法が制定されたり、対象であった法律が廃止された場合などに、対象法律の追加や削除を行うこととなる。

(4) 以下の法律は、(3) の①②のいずれかを満たさないため対象とされていない。

- ① 専ら法人の内部管理にかかる法律（内部管理について定めることが直接的な目的）
独立行政法人通則法 など
- ② 専ら国家の機能にかかる法律（国家の機能について定めることが直接的な目的）
各種税法、出入国管理及び難民認定法、政治資金規正法、自衛隊法 など
- ③ 各種事業の振興や促進のための法律（振興や促進が直接的な目的）
新事業創出促進法、都市再生特別措置法 など
- ④ 上記のほか、(3) の①②のいずれかを満たさない法律
森林法施行法（森林法の円滑な施行が目的）、児童手当法（刑罰規定が国支給の手当への不正受給に係るものしかない） など

(5) また、法が掲げる「分野の例示」や「法律の例示」を踏まえ、事業者による違反が想定されない法律や専ら社会的法益の保護にかかる法律等は対象とはされていない。

① 事業者による違反が想定されない法律

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律、ストーカー行為等の規制等に関する法律 など

② 専ら社会的法益の保護にかかる法律等

競馬法、通貨及証券模造取締法 など

3. 分野ごとの具体的な法律

「2. 対象範囲の広さ」を踏まえ、分野ごとに以下のような法律を対象としている。

(1) 個人の生命又は身体の保護にかかる法律

① 商品・サービスの安全の確保にかかる法律

食品、医薬品、家庭用品、建築物、自動車、電気、ガス等の商品、旅客サービス、医療サービス等のサービスによる個人の生命又は身体への危害の防止にかかる法律を対象としている。

(例) 食品衛生法、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律、薬事法、消費生活用製品安全法、電気用品安全法、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律、建築基準法、道路運送車両法、道路運送法、医師法

② 危険物等の安全の確保にかかる法律

「危険物等」とは石油類、電気、ガス類、火薬類、毒物、核燃料物質、化学兵器、放射線、農薬、車両等をいうこととし、これらによる個人の生命又は身体への危害の防止にかかる法律として、危険物等の取扱い、危険物等を取り扱う事業設備（貯蔵、処理に供する工作物等）、危険物等により生ずる災害の防止、危険物等の提供、危険物等を使用する際に用いる器具等にかかる法律を対象としている。

(例) 消防法、原子力災害対策特別措置法、石油パイプライン事業法、火薬類取締法、高圧ガス保安法、毒物及び劇物取締法、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律、農薬取締法

③ 個人の生命又は身体の保護にかかる刑法・特別刑法

(例) 刑法、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律

④ 労働者等特定の属性を有する個人の生命又は身体の保護にかかる法律

労働者、被災者、児童等特定の属性を有する個人の生命又は身体への危害の防止にかかる法律を対象としている。

(例) 労働安全衛生法、じん肺法、船員災害防止活動の促進に関する法律、災害対策基本法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、児童福祉法、老人福祉法、生活保護法

(2) 消費者の利益の擁護にかかる法律

① 商品・サービスの提供方法の規制に関する法律

商品・サービスの表示、計量、取引、販売、価格、品質等を規制することで、商品・サービスを提供される者の利益の保護にかかる法律を対象としている。

(例) 証券取引法、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律、計量法、割賦販売法、家庭用品品質表示法、特定商取引に関する法律、住宅の品質確保の促進等に関する法律、工業標準化法、無限連鎖講の防止に関する法律、電気事業法、ガス事業法

② 商品・サービスを提供する事業の規制に関する法律

事業の開設やサービスを提供する資格に関する規制を行うことで、商品・サービスを提供される者の利益の保護にかかる法律を対象としている。

(例) 貸金業の規制等に関する法律、銀行法、宅地建物取引業法、旅行業法、電気通信事業法、建設業法、商品投資に係る事業の規制に関する法律、弁護士法

(3) 環境の保全にかかる法律

① 公害の防止にかかる法律

「公害」とは、環境基本法第2条第3項にいう公害をいい、環境基本法第21条第1項第1号における規制（大気の汚染、水質の汚濁、土壤の汚染又は悪臭の原因となる物質の排出、騒音又は振動の発生、地盤の沈下の原因となる地下水の採取その他の行為に関する規制）を行う法律を対象としている。

(例) 大気汚染防止法、悪臭防止法、振動規制法、水質汚濁防止法、騒音規制法、土壤汚染対策法

② その他の環境の保全にかかる法律

①以外の環境の保全にかかる法律のうち、法令違反行為によって国民の生命、身体、財産等への直接的な被害が生じる法律を対象としている。

(例) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律、使用済自動車の再資源化等に関する法律、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律

(4) 公正な競争の確保にかかる法律

公正かつ自由な競争の促進その他取引の公正の確保に関する法律を対象としている。

(例) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、不当景品類及び不当表示防止法、下請代金支払遅延等防止法、卸売市場法

(5) その他の国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかる法律

① 個人情報等の保護にかかる法律

(例) 個人情報の保護に関する法律、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律、不正アクセス行為の禁止等に関する法律

② ①のほか、知的財産権等消費者以外の者の利益の保護にかかる法律 ((1)
④を除く。)

(例) 著作権法、意匠法、特許法、商標法、実用新案法、種苗法、労働基準法、労働組合法、厚生年金保険法、国民健康保険法、商法、破産法

4. 廃止法等の扱い

(1) 国民の生命、身体、財産その他の利益への被害が考えられるものとして、廃止された法律又は題名が変更された法律においてなおその効力を有している廃止又は改正前の法律の規定（罪）や法律の一部改正により削除されたものなお効力を有する規定（罪）、一部改正法の附則の規定（罪）（例えば、工業標準化法の一

部を改正する法律（平成十六年法律第九十五号）附則第七条）がある。これらについて、対象法律に含まれる法律に係るものである場合は、当該廃止された法律又は改正された法律の規定（罪）や一部改正法の附則の規定（罪）は、別表に掲げられた法律の規定（罪）として捉えるものとしている。

（2）なお、一部改正法の附則に刑罰が規定されている例（宅地建物取引業法の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第百六十六号）他）がある。これらの刑罰の規定のうち、

- ① 経過措置中について定めたものであって、現段階で適用される刑罰がないもの
- ② 適用される経過措置期間が限定されること等から、制度の対象とすべき必要性がなく、これを規定しようとすると、かえって制度の安定性が損なわれるもの

については対象外とされている。

○廃止された法律においてなおその効力を有している規定

【参考】金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第百三十二号）

附 則

（金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律の廃止）

第四条 金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第五号）は、廃止する。

（金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律の廃止に伴う経過措置）

第五条 前条の規定による廃止前の金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律（以下「旧金融機能安定化法」という。）第三条第一項の規定に基づく金融機関等の自己資本充実のための業務の委託に関する協定に係る旧協定銀行（旧金融機能安定化法第二条第六項に規定する協定銀行をいう。）の業務（前条の規定の施行の際有する取得優先株式等（旧金融機能安定化法第三条第二項第三号に規定する取得優先株式等をいう。）及び取得貸付債権（同項第四号に規定する取得貸付債権をいう。）に係るものに限る。）及び当該業務に係る機構の業務については、旧金融機能安定化法（第四条第二項及び第三項、第五条、第六条第一項、第三章、第二十八条から第三十三条まで及び第五章の規定を除く。）の規定は、前条の規定の施行後も、なおその効力を有する。（以下略）

○一部改正により題名が変更された法律の規定

【参考】特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律

（平成十二年法律九十七号）

（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の一部改正）

第一条 特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

資産の流動化に関する法律

附 則

(特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二条 施行日前に成立した第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（以下「旧資産流動化法」という。）第二条第二項に規定する特定目的会社（以下「旧特定目的会社」という。）に関する事項については、第一条の規定による改正後の資産の流動化に関する法律（以下「新資産流動化法」という。）の規定は適用せず、旧資産流動化法の規定は、なお効力を有する。（以下略）

○一部改正法中に規定される罰則の例

【参考】宅地建物取引業法の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第百六十六号）

附 則

（経過規定）

- 8 この法律の施行の際現に宅地建物取引業を営んでいる信託会社及び信託業務を兼営する銀行は、この法律の施行の日から二週間以内に、建設省令の定めるところにより、その旨を建設大臣に届け出なければならない。
- 9 前項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二万円以下の罰金に処する。

5. 政令及び府省令の扱い

別表に掲げる法律に基づく政令・府省令については、

- ① 法律と政令・府省令は一つの目的の下、一体的に構成されていること
- ② 対象法律を別表で規定した際に機械的に範囲が決まること

から、これらの政令・府省令に基づく罪については政令等に委任せらず、本項で「…にかかる法律として別表に掲げるもの（これらの法律に基づく命令を含む。）」とし、別表に掲げる法律の罪と同様の扱いとしている。

6. 条例の扱い

本法では、条例に基づく違反行為は「通報対象事実」に含めていない。これは、地域によって保護される通報の範囲に差が生じることは適当ではないと考えられるためである。

7. 対象範囲の深さ

～犯罪行為及びこれに関連する規制違反～

（1）本制度における保護対象の通報とすることが考えられる事業者の違法・不当な行為としては、

- ① 犯罪行為
- ② 行政処分の対象となる違法行為
- ③ 民事法違反（公序良俗違反、不法行為、債務不履行など）

④ 不当な行為（各種基本法の努力義務違反など）
が検討の対象となり得る。

(2) このうち、「③ 民事法違反」や「④ 不当な行為」を公益通報の対象とすることについては、

- ① 公序良俗違反や不法行為の範囲は抽象的なものとならざるを得ず、何が公益通報の対象となるのか、利益侵害の事実や因果関係があったのかどうか等について裁判所の判断を仰がなければならないケースが多いため、公益通報に関する予測可能性を害し、法的安定性を損なうと考えられること
- ② 現行法で規制の対象とされず、努力義務等にとどまっている危険については、リスク評価を巡って見解が分かれ、公益通報の対象範囲が不明確になること

から、対象範囲とされなかつたものである。

(3) 一方、公益通報の対象を、「① 犯罪行為」のみとすることについては、本制度検討の発端となった企業不祥事において企業が違反した法律の規定のうち、

- ・ 不当景品類及び不当表示防止法第4条（不当な表示の禁止）
- ・ 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第19条の8（製造業者等が守るべき表示の基準）
- ・ 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第37条第4項（保安規定遵守義務）

は直接罰則が課される違法行為ではなく、主務大臣による命令等によりその実効性を担保しているため、このような規定に違反する事実が本制度の対象外となるという問題が生じることとなる。

本制度が企業不祥事を発端として導入が検討されてきたことを踏まえると、通報の対象としては、これらの規定に違反する事実を含めることが必要であると考えられる。

(4) 上記の企業不祥事において問題となった事例を見れば、当該違反行為が直接罰則の対象とはならないものの、法律の規定に違反する場合又は規定に基づく基準を遵守しない場合に主務大臣が命令又は指示を行い、さらにその命令等に違反する場合には罰則を課すという形により、最終的には罰則でその実効性が担保されている。

これを踏まえ、通報対象事実としては、

- ① 犯罪行為

に加え、犯罪行為となり得る規制違反行為、すなわち、

- ② 規定違反に対し、主務大臣の命令等が用意されており、かつ、当該命令等に違反することが罪となる行為である場合における当該規定（途中段階に他の命令等が介在する場合も含む。）に違反する事実等

を含めることとされている。

(5) なお、規制法違反行為の中でも、過料や公表といった刑罰以外の対象とされているものは、手続上の義務違反など軽微な違反行為であるため、本制度の対象とはされなかつたものである。

8. 第2条第3項第2号及び別表の規定（対象範囲の深さ）

(1) 上記7.の対象範囲の深さについては、

- ① 第2条第3項第1号に、別表に掲げる法律の犯罪行為を規定するほか、
 - ② 第2号に、別表に掲げる法律において何らかの処分違反が犯罪行為となる場合において、当該処分を行う理由となる事実であって直接罰則が課されていないもの
- を規定している。

(2) (1)の②に該当する事実としては、

- ① 当該法律の規定そのものに違反する事実
- ② 当該法律の命令若しくは処分に違反する事実又は勧告等の処分に当たらぬ行為に従わない事実
- ③ 当該法律の規定に基づいて定められた基準を遵守しない事実又は規定に該当しない、適合しない等の事実
- ④ 「人の健康に被害を生ずると認めるとき」、「〇〇のために必要と認めるとき」等最終的には行政庁が判断する事実
- ⑤ ②の命令若しくは処分又は勧告等の理由となる①～④の事実(ア.規定 → イ.当該規定違反に対し処分 → ウ.当該処分違反に対し処分 → エ.当該処分違反に対し刑罰、というように二重の処分が含まれている場合)があり、これらを「別表に掲げる法律の規定に基づく処分に違反することが前号に掲げる事実（=犯罪行為の事実）となる場合における当該処分の理由とされている事実（当該処分の理由とされている事実が同表に掲げる法律の規定に基づく他の処分に違反し、又は勧告等に従わない事実である場合における当該他の処分又は勧告等の理由とされている事実を含む。）」として規定している。

(3) なお、

- ① 法令は、それぞれの法目的の達成に必要な範囲内で各条項が置かれており、それらが一体となって法目的の達成のために機能していること
 - ② 通報の対象となる法令の規定の範囲については、明確であることと同時に通報者が理解しやすいものである必要があること
- から、対象法律については、一つの法律に規定する犯罪行為等をすべて通報対象としている。

公益通報者保護法の対象法律について (例 示)

対 象 法 律 [413 本]	個人の生命・身体の保護	刑法、 <u>食品衛生法</u> 、薬事法、 道路運送車両法、家畜伝染病予防法、 原子炉等規制法 など
	消費者の利益の擁護	<u>証券取引法</u> 、 <u>JAS法</u> 、電気事業法、 特定商取引法、割賦販売法 など
	環境の保全	<u>大気汚染防止法</u> 、 <u>廃棄物処理法</u> 、 水質汚濁防止法、土壤汚染対策法 など
	公正な競争の確保	独占禁止法、景品表示法、下請法 など
	その他	<u>個人情報保護法</u> 、労働基準法、出資法 など

- (注) 1. 本表の例示は、公益通報者保護法別表及び公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令に基づくものである。
2. 下線を付した法律は、公益通報者保護法別表に掲げられているもの。
3. 対象となる法律の例示は、最も関連の深いと思われる分野に掲げた。

【第2条第4項（「行政機関」の定義）】

- 4 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。
- 一 内閣府、宮内庁、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項若しくは第二項に規定する機関、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項に規定する機関、法律の規定に基づき内閣の所轄の下に置かれる機関若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であって法律上独立に権限を行使することを認められた職員
 - 二 地方公共団体の機関（議会を除く。）

1. 本項の趣旨

本項は、本制度で公益通報を受ける機関としての「行政機関」の範囲を定義するものである。

2. 「行政機関」の範囲

公益通報の通報先としては、通報対象事実について処分権限のある行政機関だけでなく、各法令において通報対象事実について勧告、指示その他の処分に当たらぬい行為をする権限を有する機関も含めることが適当である。

このため、処分権限のある国・地方の行政機関を指す「行政庁」や国の行政庁を指す「行政官庁」ではなく、次に掲げる「行政機関」を対象としたものである。

① 国の行政機関とは、次のア～エの機関をいい、国会、裁判所、会計検査院、内閣（官房、法制局及び安全保障会議）は含まない。

ア. 「内閣府、宮内庁、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項若しくは第二項に規定する機関」

内閣府設置法に基づく「内閣府」、宮内庁法に基づく「宮内庁」又は内閣府設置法の第49条第1項若しくは第2項に基づき設置される「公正取引委員会」、「国家公安委員会」、「防衛庁」、「防衛施設庁」若しくは「金融庁」を指す。

イ. 「国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項に規定する機関」

内閣の所轄の下に行政事務をつかさどる機関として置かれる「省」及びその外局として置かれる「委員会」及び「庁」をいい、国家行政組織法の別表第1に列挙されている10省4委員会13庁を指す。

ウ. 「法律の規定に基づき内閣の所轄の下に置かれる機関」

現行法上、国家公務員法第3条に規定される「人事院」がある。

エ. 「これらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であつて法律上独立に権限を行使することを認められた職員」

上記のア～ウにこれらの所掌事務を遂行するため又は分掌するために置かれる機関若しくは部局等（内部部局、地方支分部局、審議会等の合議制機関のほか、省令等によりこれらに置かれる機関又は部局等）をいう。

また、これらの組織としての機関のほか、個別の法律において法律上独立に権限行使することができるものとして規定される職員についても、その旨を別途規定するものである。

具体的には、処分権限行使する各「行政機関の長」その他の行政庁たる職員（例：植物防疫官、海上保安官、道路監理員）がこれに該当する。

② 地方公共団体の機関とは、地方自治法又は個別の法律により地方公共団体に置かれる執行機関、補助機関、付属機関、分掌等機関一般をいい、都道府県知事、市町村長等の行政庁のほか、個別の法律において規定される「独立に権限行使することを認められた職員」も含まれる。

ただし、議会については、国において国会を行政機関に含めていないと同様、行政機関たる「地方公共団体の機関」から除くものである。

○行政機関の定義

【参考】内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）

（設置）

第二条 内閣に、内閣府を置く。

（設置）

第四十九条 内閣府には、その外局として、委員会及び庁を置くことができる。

2 法律で国務大臣をもつてその長に充てることと定められている前項の委員会又は庁には、特に必要がある場合においては、委員会又は庁を置くことができる。

3 （略）

【参考】宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）

第一条 内閣府に、内閣総理大臣の管理に属する機関として、宮内庁を置く。

2 （略）

【参考】国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）

（行政機関の設置、廃止、任務及び所掌事務）

第三条 国の行政機関の組織は、この法律でこれを定めるものとする。

- 2 行政組織のため置かれる国の行政機関は、省、委員会及び庁とし、その設置及び廃止は、別に法律の定めるところによる。
- 3 省は、内閣の統轄の下に行政事務をつかさどる機関として置かれるものとし、委員会及び庁は、省に、その外局として置かれるものとする。
- 4 第二項の国の行政機関として置かれるものは、別表第一にこれを掲げる。

【参考】国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）

（人事院）

第三条 内閣の所轄の下に人事院を置く。人事院は、この法律に定める基準に従つて、内閣に報告しなければならない。

2～4（略）